

令和3年11月16日（火曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和3年11月16日（火曜日）

出席議員（16名）

1番	吉田真悦君	2番	鈴木宏通君
3番	村松秀雄君	4番	吉田二郎君
5番	平吹俊雄君	6番	手島牧世君
7番	佐野善弘君	8番	藤田洋一君
9番	山岸三男君	10番	柳田政喜君
11番	前原吉宏君	12番	櫻井功紀君
13番	福田淑子君	14番	千葉一男君
15番	我妻薫君	16番	大橋昭太郎君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	相澤清一君
副町長	須田政好君
総務課長	佐藤俊幸君
企画財政課長	佐野仁君
企画財政課主幹	高橋明子君
企画財政課財政係長	渡邊聡君
産業振興課長	小林誠樹君
産業振興課主事	阿部圭佑君
徴収対策課長	遠藤孝光君
徴収対策課長補佐	芦田竜司君
徴収対策課主事	二郷浩和君
防災管財課長	小野英樹君

防災管財課町営住宅係長	西村貴徳君
まちづくり推進課長	齋藤寿君
まちづくり推進課長補佐兼任住推進係長	小出千恵君

議会事務局職員出席者

事務局次長兼議事調査係長	齊藤美穂君
主事	高橋秀彰君

議事日程

令和3年11月16日（火曜日） 午前9時01分開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

- 1) 地域おこし協力隊の募集について
- 2) 第4次美里町財政健全化計画について
- 3) 令和3年産主食用米に係る米価下落対策について
- 4) 再生計画案の同意について
- 5) 訴えの提起について
- 6) 訴え提起前の和解について
- 7) その他（資料提出）

農林業系汚染廃棄物の焼却処理について

第4 そ の 他

第5 閉 会

午前9時01分 開会

○議長（大橋昭太郎君） 皆様、おはようございます。30分違う早い時間からの全員協議会、まだ見えていない方もおりますけれども、いろいろ今後の予定もございますのでよろしくお願いしたいと思います。

ただいまから全員協議会を開きます。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項は7件です。

スムーズに全員協議会が進められるよう、よろしくお願いします。

本日の全員協議会、3人ほどまだ見えておりませんが、始めさせていただきたいと思います。

傍聴の申出がありますので、これを許可しております。柳田議員、佐野議員、藤田議員がまだ見えておりません。

なお、説明及び意見を求める事項の4) 再生計画案の同意について、5) 訴えの提起について、6) 訴え提起前の和解については個人情報の関係もありますので非公開で行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋昭太郎君） 御異議なしと認めます。よって、説明及び意見を求める事項4)、5)、6) は非公開で行うことといたします。

また、資料についてはそのときに配付しますが、案件が終わり次第、回収をさせていただきます。特に個人名及び個人が特定されるような発言については、行わないようお願いいたします。

それではまず最初に、町長から挨拶をお願いいたします。

○町長（相澤清一君） どうも皆さん、おはようございます。

本日もよろしくお願いを申し上げます。なかなかコロナ感染が収束しないという中で、マスクをしながらの会議ということで、もう少しの辛抱だと私は思いますので、ぜひ皆様にも御協力をお願いを申し上げたいと思っております。

今日は、今議長がお話したように非常に案件が多いようですので、ぜひ御協力をお願いを申し上げます。

本日は議長のお取り計らいにより議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。

本日の議題について御説明申し上げます前に、8月30日の全員協議会で御説明いたしました財務処理に関する不適切事務に関しまして、その後の対応についてこの場をお借りして御報告

申し上げます。

このことにつきましては、令和2年度の物品購入において美里町財務規則の規定に違反する事務処理が確認され、その内容につきましてはさきの全員協議会で御説明したとおりであります。教育委員会は10月26日、教育総務課のサーマルカメラ購入について関係した職員に対し懲戒処分を行いました。処分内容につきましては報道機関及び町ホームページ上で公表し、既に議長に対して文書でお知らせしたとおりであり、新聞報道もなされたところであります。当時の教育総務課職員1人を減給6か月とし、直属の上司1人を戒告処分、1人を訓告といたしました。処分に至る経過につきましては、9月30日開催の教育委員会定例会において本件に関しましては美里町分限懲戒審査会の意見を聞くことが必要であると判断されたことから、10月18日教育長から町長に關係書類が送付され、町長は美里町分限懲戒審査会に本件に関する意見を求めました。意見を求められた分限懲戒審査会は10月21日に審査会を開催、当時の教育総務課職員1人を減給6か月、直属の上司1人を戒告、1人を訓告とすることが相当であると認められる意見を町長に提出しております。町長から分限懲戒審査会の意見を送付されました教育委員会は、10月25日開催の定例会において分限懲戒審査会の意見を基に処分内容を審議、今回の処分を決定したものであります。また、財務処理に関する不適切事務に関しましてはほかに確認された子ども家庭課、健康福祉課の案件に関しまして10月27日、担当者、その上司、合わせて9人に対し私町長から適切に事務処理を行うよう直接嚴重注意を行いました。なお、一連の不適切な事務処理に関しましては9月1日にメールで全職員に対して注意喚起し、また、9月17日の課長等会議において管理監督の徹底と再発防止を強く求めたところであります。さらには10月27日付で副町長から全職員に対してこのような事件が二度と起こらないよう服務規律の確保について依命通達したところであります。

今回の懲戒処分に関しまして、私から改めて深くおわびを申し上げる次第でございます。申しわけございませんでした。

それでは、本日の議題としてお願いをしておりました6つの項目について御説明申し上げます。

1点目は地域おこし協力隊の募集について、2点目は第4次美里町財政健全化計画について、3点目は令和3年産主食用米に係る米価下落対策について、4点目は再生計画案の同意について、5点目は訴えの提起について、6点目は訴え提起前の和解についてであります。

初めに、1点目の地域おこし協力隊の募集について御説明申し上げます。

人口減少及び少子高齢化が進む本町において、都市地域の人材を積極的に誘致し、その定住

定着を図るとともにまちづくりや地域の活性化を推進するため、12月から地域おこし協力隊の隊員の募集を開始いたします。本日はその内容について御説明申し上げるものであります。詳細につきましては後ほどまちづくり推進課長から御説明申し上げます。

次に、2点目の第4次美里町財政健全化計画について御説明申し上げます。

本町の目指すべき将来像の実現のためには健全な財政基盤の維持が不可欠であることから、その行動指針として第3次美里町財政健全化計画に続く第4次美里町財政健全化計画を策定いたしました。本日はその内容について御説明申し上げるものであります。詳細につきましては後ほど企画財政課長から御説明申し上げます。

次に、3点目の令和3年産主食用米に係る米価下落対策について御説明申し上げます。令和3年産主食用米の概算金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により外食機会の減少などから業務用米を中心に需要が大きく減少し、大幅な下落となったところでございます。宮城県の主要銘柄でありますひとめぼれにおいては令和2年産米の概算金60キログラム当たり1万2,600円と比較しますと3,100円の減、マイナス24.6%となります9,500円となりました。今回の米価下落を受け、令和3年10月19日にはJ A新みやぎから米の需給調整及び米価下落稲作経営農家支援対策に関する緊急要望書が町に対して提出されたところであります。町といたしましては、生産者の負担軽減及び農業経営の持続化を図るため必要な支援策を講じることといたしました。本日は米価下落対策の内容について御説明申し上げるものであります。詳細につきましては後ほど産業振興課長から御説明申し上げます。

次に、4点目の再生計画案の同意について御説明申し上げます。

学校給食の債務者に係る民事再生法に基づく再生計画案について、令和3年9月9日、仙台地方裁判所古川支部から書面決議の通知がありました。町では通知されました再生計画案に対してその内容を調査検討したところ、民事再生等の関係する法律に違反しないものであり、かつその内容は債務者が遂行できる範囲内において町の不利益を最小限にするよう定められていると認められることから、再生計画案に同意することといたしました。本日は同意することとした再生計画案の内容とこれまでの経過について御説明申し上げるものであります。詳細につきましては後ほど徴収対策課長から御説明申し上げます。

次に、5点目の訴えの提起について御説明申し上げます。

学校給食費及び幼稚園保育料の履行の請求に関する訴えの提起であります。強制執行の手続を行うため、令和3年9月27日に古川簡易裁判所へ支払督促の申立てを行いました。令和3年10月25日に債務者から分割払いについて話し合いを希望する旨の督促異議の申立てが古川簡

易裁判所に行われました。このことによって民事訴訟法第395条の規定により町が行った支払督促の申立ては訴えの提起があったものと見なされました。この訴えの提起について地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしました。本日はこれら一連の経過と内容について御説明申し上げるものであります。詳細につきましては後ほど徴収対策課長から御説明申し上げます。

次に、6点目の訴え提起前の和解について御説明申し上げます。

町営住宅入居許可取消し兼明渡し請求予告通知書を送付していた町営住宅入居者から未納家賃について一括での納付が困難であることから分割納付を希望する旨の相談が町にありました。町では今後徴収するに当たっては分割納付を認めることが有利であると判断をいたしました。しかし、今後の分割納付において相手方が約束したとおり履行しない場合に、町から強制的に町営住宅の明渡し請求ができる訴え提起前の和解を行うことを分割納付を認めるための条件として相手方に提示したものであります。本日はこれまでの経過と内容について御説明申し上げるものであります。詳細につきましては後ほど防災管財課長から御説明申し上げます。

議員皆様の御理解をよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員、藤田議員、佐野議員が出席しております。

それでは早速、説明及び意見を求める事項1)地域おこし協力隊の募集についてに入ります。

それでは、総務課長。

○総務課長（佐藤俊幸君） おはようございます。全員協議会、よろしくお願いをいたします。

それでは1点目、地域おこし協力隊の募集についての説明員を御紹介いたします。まちづくり推進課課長の齋藤でございます。同じく、まちづくり推進課課長補佐の小出でございます。

それではまちづくり推進課から御説明申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） 改めまして、おはようございます。

それでは、地域おこし協力隊の募集につきまして御説明させていただきます。

地域おこし協力隊は地方の人口減少や過疎化の対策として総務省が平成21年度に導入した制度で、都市地域の人材を人口減少や高齢化等の進行が著しい地方の地域に呼び寄せ、地域おこし協力隊員として地域協力活動を行いながらその地域への定住定着を図る取組となっております。本町におきましても令和4年度から地域おこし協力隊を設置し、活動を開始するために12月1日から募集を開始したいと考えてございます。お配りいたしました資料は令和4年度宮城県美里町地域おこし協力隊募集要項（案）となっております。

隊員の募集方法といたしましては、町のホームページ、広報紙のほかに総務省の地域おこし協力隊の支援事業を受託しております一般社団法人移住・交流推進機構（JOIN）が運営するインターネットサイトにも掲載したいと考えてございます。また、ハローワークの求人情報にも掲載されるよう申込みを行いたいと考えております。そのほかに、東京の有楽町にある特定非営利活動法人ふるさと回帰支援センターに依頼して移住相談の際に美里町の協力隊の情報提供やチラシの配付をお願いする予定としております。

資料の1ページをご覧ください。美里町の紹介となっております。また、宮城大学の協力を得て作成しました協働まちづくり活動事例集も併せて紹介し、美里町の住民活動の様子もPRしたいと考えてございます。

資料の2ページをご覧ください。募集する隊員の活動内容と募集人数です。活動内容（ミッション）につきましては、ナンバー1からナンバー6まで6つ掲載しております。このうちから1つ選択していただき、応募いただきます。ナンバー1は移住定住の推進、移住定住サポートと空き家の利活用に関する活動として移住希望者に対する相談等の支援業務、移住イベント等の企画運営、空き家の調査、掘り起こしと利活用、ホームページ、SNSを活用した移住定住に関する情報発信などの活動を想定しております。

ナンバー2は町のプロモーション、町の魅力や地域資源の発見と開発、町の情報発信、宣伝活動に関する活動として町の魅力や人、自然、歴史、文化、産業、物産などの地域資源の発見と利活用、新たな地域資源として地域食材と使った料理、物産品、観光や集客スポット等の開発、YouTube、SNSを利用した町の魅力や地域資源の情報発信、宣伝活動などの活動を想定しております。

ナンバー3は地域の活性化、交流の推進、地域の活動支援と活性化、交流人口の拡大に関する活動として地域コミュニティの活動支援、南郷地域、小牛田駅前の活性化、新たなイベントの企画運営による交流人口の拡大などの活動を想定しております。

ナンバー4はスポーツの振興と健康づくり、ライフスタイルに合わせたスポーツ活動と健康づくりに関する活動として子供や高齢者等へのスポーツ、健康づくりの運動の普及活動、気軽に参加できるスポーツイベントや教室等の企画運営、町内のスポーツや体力健康づくりの情報発信などの活動を想定しております。

ナンバー5は町公認キャラクターによるまちづくり、みさとまちこちゃんの普及とまちづくりへの活動に関する活動として町公認キャラクターの普及活動、町公認キャラクターの着ぐるみ活動、町公認キャラクターの画像デザインの作成、町公認キャラクターのグッズ等の開発な

どの活動を想定しております。

ナンバー6は企画提案型フリーミッション、自由な発想で美里町の地域おこしとしまして隊員みずから企画提案した地域おこし活動に取り組んでいただきます。提案内容については応募の際に応募用紙に記入して提案していただくこととします。

募集人数につきましては合計で3から4人程度といたします。募集する活動ミッションは募集する人数より多く6つ提示しておりますが、これは募集する活動を増やすことで全国の地域おこし協力隊に興味を持っている方に応募いただける可能性を増やしたいという狙いからでございます。また、募集人数は令和4年度が本町で初めての地域おこし協力隊の隊員となることから十分な支援を行うため、合計で3から4人程度としているところでございます。

次に資料の3ページをご覧ください。地域おこし協力隊の協力支援体制についてですが、美里町の地域おこし協力隊では隊員同士が連携し相互に協力し合える体制づくりに努めるとともに、町の職員が常に隊員に寄り添い住民や関係団体等の支援を得て隊員が活動しやすい関係づくりに努めてまいりたいと考えております。また、美里町は隊員のチャレンジを応援しますと記載しておりますが、任期の途中でミッション以外に取り組みたい地域おこし活動が見つかった隊員に対しては、その活動にもチャレンジできるよう支援してまいりたいと考えてございます。

次に応募要件です。掲載の1から5までの全ての要件を満たしていただくことといたします。1は3大都市圏をはじめとする都市地域等に住民票を有する方、総務省の地域おこし協力隊推進要綱に定める要件を満たす方であって、隊員として決定した後、任用されるまでに美里町に住民票を移し居住できる方、これは特別交付税の対象となる要件でございます。

続きまして(2)です。地方公務員法第16条に規定する失格事項に該当しない方、これは町の正規職員や会計年度任用職員も同様でございます。(3)心身ともに健康で地域の活性化に意欲と熱意があり、積極的に協力隊の活動に従事できる方、(4)普通自動車免許を持っている方、オートマ限定も可といたします。(5)パソコン、メールの送受信、ワープロ、表計算等の操作及びSNSを活用した情報発信ができる方という条件といたします。

次に雇用形態と期間ですが、(1)の隊員の雇用形態、身分は町の会計年度任用職員といたします。(2)の期間は初年度の任期につきましては令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなります。なお、隊員の活動の状況により年度ごとに3年間まで更新することができるものでございます。

次に資料の4ページをご覧ください。勤務時間、勤務場所、事務所ですが、(1)の勤務時

間は1日7時間、週5日を予定してございます。月曜日から金曜日までの勤務を基本とします。ただし、イベント等の活動で土曜・日曜・祝日に勤務する場合は当該週内で週休日を割り振るものといたします。(2)の勤務場所、事務所は美里町中央コミュニティセンターで、実際に活動していただく場所については町内全域となります。次に給与、報酬です。(1)の報酬は令和4年度は月額で17万6,400円でございます。(2)の期末手当は年2回、6月と12月の支給となりますが、年度の途中から任用された場合にはその期間により支給されない場合もございます。これはほかの会計年度任用職員と同様でございます。(3)の通勤手当につきましては通勤距離が2キロメートル以上の場合に支給いたします。次に待遇、福利厚生です。(1)の加入保険は健康保険、厚生年金保険、雇用保険で、本人負担分は報酬から天引きいたします。

(2)の休暇といたしましてはほかの会計年度任用職員と同様に年次有給休暇、特別休暇、夏季休暇、忌引き休暇等を取得することができます。(3)の住宅につきましては住宅に係る家賃の一部、上限としまして月額4万円を町が負担いたします。(4)の活動用の車両、活動で使用する車両については隊員の自家用車の借上げを基本として町がその借上げ料として月額2万円を支給いたします。本町で生活する上でも自家用車を所有することが望ましいと考えておりますので、自家用車を所有していない場合はこの借上げ料により購入やリース等により準備していただきたいと考えてございます。(5)の副業につきましては業務に支障がないことを条件として、申請して許可された場合に副業ができるという形となります。(6)のその他として活動費、消耗品、旅費、研修費等の経費は町が予算の範囲内で負担するとします。なお、(1)の各種保険料の事業主負担分、それから3の家賃の町の負担分、(4)の隊員の自家用車の借上げ料、そして6番の活動費、これは全て特別交付税の対象の範囲の中で予算措置をしていくというふうに考えているところでございます。

次に、資料の5ページをご覧ください。申込みの受付期間ですが、令和3年12月1日水曜日から令和4年3月31日木曜日までで、応募があり次第随時選考、書類審査、面接を実施します。定員に達した場合は募集を終了いたします。次に募集手続、説明会、選考方法ですが、(1)の応募手続の①応募書類は計2つで、美里町地域おこし協力隊応募用紙と住民票抄本それぞれ1部です。応募用紙は町のホームページからDLしていただきます。住民票の抄本は提出日から1か月以内に発行されたものといたします。②の応募書類の提出方法は直接持参、または郵送とします。③の提出問い合わせ先は美里町役場まちづくり推進課といたします。(2)の説明会ですが、オンラインの個別説明会により町の様子や活動内容などを説明いたします。また、御質問や相談もその際に受付をいたします。オンラインの個別説明会の時間はおおむね1時間

以内で、希望者と日程を調整して実施してまいります。（３）の選考方法は①の第１次選考は応募書類を基に書類審査を行いまして、第１次審査の合格者を対象に②の第２次選考の面接を随時実施いたします。会場は美里町役場といたします。また、第２次選考を受ける宮城県外在住者については負担軽減のため交通費及び宿泊費、実費の２分の１の金額、上限３万円を支給したいと考えてございます。予算につきましては今後補正予算でお願いしたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明を頂きました。皆さんのほうから意見、質問等何かありませんか。村松議員。

○３番（村松秀雄君） 地域おこし協力隊、説明ありましてありがとうございます。

お尋ねしたいんですけども、まずどこに所属するのか。事務所は公民館ですか、コミュニティセンターになっていますけれども、これがまちづくり推進課の会計年度任用職員となるのか。まず、そこからお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） お答えいたします。来年度採用いたします地域おこし協力隊につきましては、まちづくり推進課の会計年度任用職員として任用いたします。

○議長（大橋昭太郎君） 村松議員。

○３番（村松秀雄君） 次に活動内容なんですけど、６項目ございます、２ページに。初年度で３名から４名程度の採用というふうになっております。仕事の内容としては希望が１つということで選択制になっておりますが、多分１項目だけではカバーし切れないと思う。三、四人では６項目あるので。だから、１人の活動の方が選択した部分だけを当面というか初年度業務として行うのか。空きの項目が出るとは思うんだけど、それはそれでよしとして４人で４項目ということをして初年度はやっていくのか。その後、増えるのであればこの６項目全部をやっていく考えなのかということなんです。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） ただいまの御質問にお答えいたします。町としてはここに挙げているものは全て現在取り組んでいきたいという考えの下に出しているものでございます。実際に隊員の方はこの中から１つを選んでいただきまして、まずそれを主に活動をしていただきます。私、全てこれをこのような方を想定しているという形で御説明させていただいたのは、隊員の希望、考え方というものもございまして。そちらを聞きながらこのミッションに当

てはまる内容をどのような形でアプローチしていくのかというのは隊員と町の職員と一緒に考えていながら進めてまいりたいと思っております。それから、基本的にはこの選択したものをまず1年目は主に行っていただきますが、3ページに図を示しております。隊員が相互に協力をしながらやりたいというのは、1人だけでできない活動はありますので隊員同士でほかの隊員の業務を補ったり一緒にイベントをやったりというようなことを想定しながら、協力隊としてのつながりを深めながらまちづくりに取り組んでいただきたいと思いますというふうに考えてございます。また、この業務で空いている部分についてどうするのかという部分なんですけど、まず初年度ですので令和4年度は最大でも4人までと考えてございます。その以外の部分については翌年度以降の募集の際にいろいろ見直しもかけながら募集をしていく際の検討材料として使っていきたいと考えているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 村松議員。

○3番（村松秀雄君） 今隊員同士の協力で、いろいろな隊員がやっている仕事も連携してやっていこうという内容については分かりました。そこで担当課との、要するにまちづくり推進課の所属であるけれどもいろいろな業務の内容によっては産振だったりいろいろなところに内容が波及するわけです。そのときに、そのコントロールといいますか勝手にではないですけどもいろいろな企画をして課長に対して認可もらっているいろいろな話を進める。そういったときにトラブルがないようにここで関係、支援という形で町も住民も関係団体もということですので、その辺、受け入れるほうで心配なんですけど、その連絡とかこういう内容でいきますという事前アナウンスとかそれが支援だと思っただけけれども、その辺はどういうふうに考えていますでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） 隊員の業務、関係団体とか関係課との業務の部分での調整はまちづくり推進課が行ってまいりたいと考えてございます。それから町民や関係団体には町から随時情報を出しながら、まずは協力隊が着任したら関係する団体に御挨拶をさせていただきながら、まずは関係づくりを行っていきたい。また、町民の皆さんからサポーター的な方も募集しながらそれぞれの隊員の活動のバックアップを頂きながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○12番（福田淑子君） まず1点目なんですけれども、合計3人から4人程度となっています。それで、もし応募が1人の場合でもするのか。協力隊なので、そうするとまずそれだね。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） 御質問にお答えいたします。まず、最大で4人を、3から4ということで想定をさせていただいておりますが、もし1人でもまずはスタートしたい。それで、年度内に随時募集ができます。新年度に入っても、もし仮にお一人しかいなかった場合は随時募集を続けながら着任していただいて、人数分に達するところまで、年度後半になった場合は翌年度に切り替えるということもあるかと思いますが、半年間ぐらいは4年度分の隊員として募集をしていきたいと考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○12番（福田淑子君） そうすると、初年度任用期間4月1日から3月31日までなので任用期間がずれるというか途中からでもできるという解釈でよろしいですか。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） 例えば、6月に着任した場合、まず3月31日と1度年度ごとに切ります。会計年度任用職員ですし、国の特別交付税の算入の関係もございまして年度ごとに1回切りますが、その後、2年目はまるまる1年間、その次も1年間いきますから、最後に残った4年目に2か月分の活動ができる。合計3年間という形のその1隊員についての活動期間となります。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○12番（福田淑子君） 1人しか応募ない場合、随時応募していった途中からでもという今お話しあったので、だけどこの雇用形態期間見ると初年度の任用期間が4月1日から3月31日までとなっているので途中からでもオーケーということによろしいんですね。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） 現時点で募集するのは4月1日から3月31日までの1年間でございます。ただ、途中からでも、年度途中からでもその際には随時募集を続けていく形で募集をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○12番（福田淑子君） 年齢制限についてはありますか。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） 年齢制限については、基本今回はあえて定めてございません。幅広く募集したいということで年齢の制限は行ってございません。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○12番（福田淑子君） それから3ページの雇用形態期間なんです。初年度の場合はこれなんですけれども、次年度からについては分からない。初年度だけのこれは取組ですか。初年度なっている。次年度からはどうなっているのかということ。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） 基本といたしましては、一度選んでいただいた活動を3年間続けていただくという考えでございます。ただ、その途中で別にやりたいこと、または3年後、卒業後、自分の定住定着の関係で取り組みたい内容がある場合にはそれも並行してやっていただきたいと思いますと考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○12番（福田淑子君） 聞いているのはこれ初年度になっているので令和4年度のだけの事業になるのか。それとも継続しての事業になるのかということお聞きしている。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） 地域おこし協力隊は4年度以降、5年度も6年度も実施してまいります。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○12番（福田淑子君） ですから、ずっと継続して行うんですよね。確かにこれは4年度の募集要項なんですけれども、初年度については書いてあるんですけれども次年度、1つの事業なので例えば令和4年度はこれこれの期間はこれですというふうになっていると思うんですけども、4年度だけのかというふうに思ったんです。事業そのものがずっと継続して行われるのならこれはおかしいと思うんですけれども。

○議長（大橋昭太郎君） 町長。

○町長（相澤精一君） 分かりました。内容についてはまず初年度ですから、3ないし4名でスタートいたしますけれども、その活動状況を見てこれが非常に町として効果がある、また地域おこし協力隊の組織がこれから順調に育つというふうになれば毎年毎年そのような形で募集したいと思っておりますけれども、ある程度の人数制限というのは20人も30人もという話にはなりませんので、それはその都度その都度活動状況、またその組織の形態を見ながら来年度何名にするか、何名を応募するかというふうなことは決めていきたいと思っておりますので、そのときにはまたいろいろな形で御相談を申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○12番（福田淑子君） それから最後にですけれども、字句の訂正でいいんですよね。応募上要

件の（３）積極的に字句の訂正よろしいですね。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） 失礼いたしました。積極的に修正させていただきます。大変申しわけございません。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。手島議員。

○６番（手島牧世君） 雇用形態及び選考方法のところでお聞きしたいんですけども、まずは５ページにあります選考方法なんですけど、こちらのほうの体制はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） 選考方法の体制につきましては、まず応募があり次第その書類のほうを担当課であるまちづくり推進課で確認し、選考の体制として町長・副町長にまず書類で選考する際に確認を頂きます。その後、合格者については面接を行います。その際に町長・副町長に面接を行っていただく予定でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○６番（手島牧世君） それでは１次選考と２次選考ともに町長・副町長が選考をするということでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） そのとおりでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○６番（手島牧世君） それに合わせて、先ほど来の雇用形態、期間、３ページにあります。最長３年まで更新することができるということなんですけれども、その活動内容の精査とかチェック等とそういったものはどのようにされて更新されていくのかをお伺いします。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） 隊員の活動を日々確認する部分と、定期的に報告会等を行っていただきながら年間の活動を確認してまいりたいと思います。その確認及び隊員の意向もあるかと思しますので、そこを確認しながら適切な活動をしていただいている場合には町としては継続をしていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。鈴木議員。

○２番（鈴木宏通君） 今回地域おこし協力隊を来年度から導入するということに対していろいろと計画と今後進めてきていただいたことに大変感謝を申し上げますとともに、ぜひ成功してい

ただきたいと考えております。まず1点目の質問ですが、提言でもございましたけれども、初めて町を訪れる方々に対してのお試し期間という形でそういう研修等の最初の段階でのその方々への、例えばどういう町か、どういうところか、実際に来てみないと分からないという方々が少なくないと思うので、そういう方々に対しての配慮というのはどのようにお考えですか。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） 実際に来てみないと分からない、隊員になりたいと興味があっても実際に分からないという方もいるかと思っておりますので、現在コロナ禍でありましてということもありません。まず先ほど記載はさせていただいておりますが、オンラインで個別説明会をさせていただく際にパワーポイントとか写真とか使いながら美里町の状況をお知らせはしていきたいと思っております。また、ここには記載しておりませんが、こちらに来て見てみたいというお話とかがあれば積極的に御案内もしてまいりたいと考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） 鈴木議員。

○2番（鈴木宏通君） そのような対応をぜひお願いを申し上げたいと思っております。

続いて2点目ですが、今回の募集の活動内容に対して6項目、6つの事業がございます。私としてはぜひお願いをしたかったのが次世代の地域に根差した仕事をしていただくような方々もぜひお願いをして募集内容、または、例えば私は稲づくりをしてみたい、または私は施設園芸のレタスをつくってみたい、果樹をしてみたい、そういう方々がぜひこの町に来ていただいてそういう次世代の後継者として活躍される方もまた募集をお願いしたいと思っておりますが、いかがお考えで今回なかったの説明をお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） 令和4年度について初年度ということで、まず町の範囲の中で会計年度任用職員で実施を始めていきたいと考えてございます。それで、今言ったような農業関係、米づくり、施設園芸とか果樹関係、こちらのほうの従事をしたいという方がフリーミッションで来た場合にはその中で対応できるかどうか調整をしながら、初年度は進めてまいりたいと思っております。実際に受けていただく関係の業務をやられている方との調整等もありますので、今後その辺についても検討はしてまいりたいと思っております。4年度についてはこの活動で実施させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 鈴木議員。

○2番（鈴木宏通君） まずもってこの協力隊の方々がこちらへ来て、一番大切なのがサポートだと思っております。地域におけるサポートをどのように構築して、この方々がぜひこの地域に

根差すかというのが一番問題かとは思っています。この地域サポートを行っていただく方、またはいろいろな仕事に対してのサポート、これに対してのまちづくりで考えているサポート体制というのは今のところどのようなことを考えているか教えていただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） まずはまちづくり推進課が中心となりまして、来て直ぐについては生活の関係も含めて支援させていただきたいと思います。活動の内容につきましてはそれぞれ活動内容について関係する方々も変わってくるので、その部分を確認をしながら隊員とよく話をしながらサポートを行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございますか。吉田二郎議員。

○4番（吉田二郎君） 1点ほどお尋ねいたしますけれども、応募要件の中に3大都市圏をはじめとする都市地域に住民票を有する方とありまして、5ページの（3）の選考方法に2次選考に宮城県外在住者に交通費支給しますと入っているのなぜか、そこだけ。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） 3大都市圏と言いますと東京圏、中部の愛知県周辺、それから大阪周辺、ここが3大都市圏となりますが、それ以外でも都市地域に該当する部分、例えば県内ですと政令指定都市である仙台市、こちらも対象となりますので県内・県外と定めたのは全てが3大都市圏以外であっても対象となる。県内でもその対象となる地域がございますので、県内については補助は考えてございませぬが県外については補助してまいりたいと考えているというところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田二郎議員。

○4番（吉田二郎君） そうすると、3大都市圏とかそういうのはこだわらない、県内もあり得ると解釈してよろしいですか。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） もう一度要件のほうを読ませていただきますが、3大都市圏をはじめとするというところで、都市地域等に住民票を持ってという有してということになりますので、県内でも対象になります。県内でも要件を満たせば対象になるというところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございますか。山岸議員。

○9番（山岸三男君） 2点お尋ねをします。まず応募要件の中で、今話ありました3大都市圏の住民票有する方の括弧に総務省の地域おこし協力隊推進要綱に規定する要件を満たす方とい

う文言が入っています。この中に例えばですけれども夫婦で応募される、家族を持った方が応募されるということもこの要件の中に入っているのかどうかの確認をひとつお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） 推進要綱の中には具体的に夫婦、家族で隊と一緒に2人、3人になっていい、駄目というのは記載はございません。ただ、交付税の算定の確認の事務の中では基本的には夫婦が駄目だということはなく、県外では夫婦でなっているという事例も聞いたことがございますので、そこは大丈夫だと認識してございます。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 分かりました。もう1点です。4ページの給与のほうですけれども、報酬として月額17万6,400円という金額なんですけれども、この金額というか報酬の根拠といえますか私読んでみるとこれで家賃は幾らか町が負担しますといろいろ車のこともありますけれども、手取り額にするとずっと下がるわけです。そういう意味で17万6,000円という報酬の設定をされた根拠はどういう内容なのか。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） 国の特別交付税の算定対象の部分につきましては、隊員に関する部分では報酬が現在270万円まで、それから活動費が200万円までという規定がございます。その270万円をひとつ算定の基礎といたしまして月額について算定し、その後、そのほかに期末手当もございます。この部分を含めて270万円、それから場合によっては時間外勤務等も発生する場合もあるのでそこら辺も含めて270万円の範囲の中で算定したもので、あとは近隣の部分も参考としてございます。ちなみに、こちらで調べたものですので今年もしくは昨年度の報酬となりますが、現在大崎管内参考までに御紹介させていただきますと、同じ会計年度任用職員の場合というところで御説明させていただきますと大崎市は月額で15万9,800円、それから加美町ですと年額でしか示していないんですが年額で236万円、期末手当を含む。これは大体美里町と同じぐらいにすると16万幾らぐらいになるかなというふうに仮に試算いたしました。それから色麻につきましては来年度から初めて募集をかけるんですが、その募集の金額としては17万438円、月額でございます。それから涌谷は月額で16万円という金額となっております。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 今近隣町村の例を挙げていただくと、美里町は少し金額、額面から言えば少し高めというか近隣から比べれば高めだとは思いますが、私が思うには別に協力隊の募集のみにかかわらずいろいろ募集するときになかなか集まらないということがあったと

きに、報酬が少ないとか給料が低いとかというのが今までかつてありました。美里町の場合は近隣町村で今少しは高いんですけれども、こういう募集するときには何か魅力というのが必要なんです。月額報酬とか給料というのはそれが一番就労意欲とかそういうものにつながりますから、もう少し町でもちょっと負担して額面ちょっと上げてもらったらもっと募集したときに集まりやすいのかなとそんなふうに思いました。私から、以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 藤田議員。

○8番（藤田洋一君） 先ほども鈴木議員さんから出ましたけれども、3ページの美里町地域おこし協力隊員の協力支援体制ということで、町と関係団体、住民とこうなっております。その中で決まったときには一応関係団体のほう、いろいろな箇所に挨拶して最初行ってもらうとこういう形で、実際に行動に移した場合にサポートをつけたいと、その方々に。それは誰かという住民からなるんだろうと、関係でそのサポートにはどのような形でどういう人方を考えているのか。全くこの地域を知らない方が来ると思うのでそのサポートも大変大事なことだと私感じましたので、その辺はどのような考えでサポートを選出していくのか。その1点をお聞かせください。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） 協力隊の隊員の活動もしくは生活について、サポートしていく必要があるというふうなところは当然そのとおりでございまして、その部分として町としては各活動を含めた協力いただく方を募集したいと思っております。サポーター、その方々に活動の部分まずは御支援いただきたい。生活の部分については地域の皆さんと一緒にということで、その部分については地域の区長さんをはじめ地域の皆さんの協力を頂きながら生活のほうはサポートしていただけるようにしていきたいと考えているところでございます。（「区長さん方を主体にして考えていくということですね、いいですね。分かりました」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 佐野議員。

○7番（佐野善弘君） 2ページの活動内容なんですけれども、来年度から地域おこし協力隊とこのようなことをするのは大変よいことだと思うんですけれども、内容は先ほど鈴木議員が言いました産業の振興とか特産物とかその辺が今高齢化とか後継者不足とかその辺大分問題になっているその辺の活動内容のあれというのはどのように、いろいろそういうふうな産業の振興面についてもやっているところが、取り組んでいるところが多いようなんですけれども、その辺はどのように今回考えたんでしょうか。

○町長（相澤清一君） これはあくまでも活動内容、ミッションの中で6項目を出させていただ

きました。これのみならず、先ほどありましたようにいろいろな私はこれをやってみたいんだ、この町でこれをやってみたいんだという提案も多分あるんだろう。これからいろいろな御相談なりそのウェブ会議の中でそのような話も出ますので、そういうようなことも加味しながら意欲的な地域おこし協力隊の方がいれば、それはそういうふうな人がいればしっかりとそのお話を聞いてそのような活動もミッションに付け加えていきたいと思っておりますので、当然、今の段階ではこの6項目になっておりますけれども、これに限定した形で今後進めていくというわけではございませんので、幅広くいろいろな思いをしっかりとつないでやりたいと思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

○7番（佐野善弘君） ぜひそのように産業の振興関係の内容についても今後検討をお願いします。

それと4ページの待遇、福利厚生費の住居の関係なんですけれども、いろいろな地域協力隊の事例を見ますと町の空き家とかその辺を活用した住居の提供するという内容もあるんですけれども、この内容についてはどのように考えているのかお願いしたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） 隊員が住む住居につきましては空き家に入っていくのが望ましいというふうに考えてございますが、現在空き家バンクに入って貸家としている物件が非常に少ない状況でございます。ですので、そういうことも含めてナンバー1の空き家の掘り起こしとかその定住という部分もミッションの中に入れていく状況でございます。まず来ていただいた際には、空き家という部分がすぐ可能かどうか難しいところがあるんですが、調整をしながら進めてまいりたいと思っております。なかなか物件として難しい場合にはアパートに入っていくながら、今後定住に向けて空き家掘り起こししましてそちらのほうに移っていただくということも考えてまいりたいと思っております。

○7番（佐野善弘君） そうしますと、この辺の新しい土地で例えば活動するという事で、その辺の住居を探すときのそういう世話とか何かも町でやるということでもよろしいのでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） その住宅につきましても隊員の希望とか地域とかを見ていただきながら、最大限その希望に対応してまいりたいと思っておりますが、現状なかなか難しい場合には住んでいただけるアパートとかになる可能性もございますが、一緒に調整して町が入って調整してまいりたいと考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございますか。平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） 数点、お願いしたいと思います。まず1つは要するに課長の冒頭で平成21年から国で導入したということですが、これまでに県内で取り組んでいる市町村あると思うんですが、どの程度あるのか。それで、その中で成功した事例というかそういうのがあればまず1点目。後から教えてください。

それで、2ページに活動内容というのがあるんですけども、初年度として6項目挙げているんですけども、どれもこれも本当に素晴らしいこれから期待できるものでありますけれども、1年2年でこれは成功しないと私は今思ったところでございます。そういうことで、掲げることには大変よろしいかと思いますが、今後2年、3年と続いた場合にこの中から、あるいはこれ以外なものもあろうかと思っておりますけれども、今回この6項目の中でのあれなんです、特にこの6項目の中でどの項目を主体的にやっていくかということについては考えているんですか。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） 今回6つ示させていただいておりますが、特に6という部分については隊員の提案、1から5についても応募の際にこの関連でどのようなことをやりたいのかと聞いてまいりますので、町としてはどれということではなく隊員に来ていただきまして、その隊員が美里町に新しい風を吹き込んでいただいて活性化につなげていただけたということが非常に大切なことだと思っております。そのような形で、全て取り組んでまいりたい、応募があれば取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） 余り欲張り過ぎではないかと思っております。とにかく、1も2も3もできないような状況では大変、本当に素晴らしい計画なんです、これも成功していただきたいと思っておりますし、この活動、ミッションというのは国の交付税の指針の中からこういう項目が出てきたのか、あるいは町独自の考えの中でやったのか、その辺をお聞かせください。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） ミッションの選択については各自治体、市町村に任されている部分がございます。国では例示はされてございます。それを参考としまして町の状況等を鑑みましてこの活動内容とさせていただいたところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） 申込み受付期間ということでございますが、最後のほうに定員に達した

場合は募集を終了いたしますということがあるんですけども、期間が4か月です。その中で、例えば10人ぐらい、私の思ったのは要するにその期間、例えば10人なり逆に15人なり来た場合に、その期間で締めてそれから選考になるのかと思ったんですが、例えば4名になればその場で例えば1か月に来たらその場で締め切るということによろしいんですか。

○議長（大橋昭太郎君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） 今平吹議員からありました御意見のとおり、御質問のとおり、全員を一応10人なりとか募集期間で集めてということも考えましたが、なかなか全国で協力隊の活動が今非常に盛んになっておりますし、その中でなかなか正直なところ隊員を見つけるのは大変だろうと、応募いただいた方に直ぐに面接等をして決めていかないと複数かけて隊員が応募するケースも非常にあると聞いてございます。できるだけ隊員の確保をする上でも随時面接を行いながら隊員の確保をしていきたいという考えでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） 要するに、県内外から全国から募集するという事なんですが、全国にやった場合にいい人材も出てくるのではないかと考えております。それで、定員に達して終わりですなどというのはちょっと考えものかなとこう思ったんですが、その辺、全体の中から選考するというのが私はよいのかなと思うんですが、その辺はもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 町長。

○町長（相澤清一君） 5ページの上段にもありますように、応募があり次第随時選考を実施させていただきます。その中で意欲的に頑張ろうという人は必ずや早い形で応募していただけるのかなとそのように期待もしております。そうした中で我々がお話を聞いて、そして面接をして、本当にこの地域おこし協力隊をこの町で実施していただけるかをしっかりと見極めるのが我々の仕事だと思っております。当然、加美町の町長にも聞いたんですけども、失敗例も数多くあるそうです。残念ながらそういうこともありながら、それを何回も何回も繰り返しているうちにいい人材が発掘できて、そこに定住していただいて、今たしか16人ぐらい定住しているという効果もあるそうです。そういうことを考えれば、単なる地域発展とかそうではなく定住していただける、そういうふうなことも考えながらこの地域おこし協力隊を進めていくということが必要だと思っておりますので、何よりもまず意欲的な人、単なる腰かけみたいな形の人は我々の選考基準にはありませんので、しっかりとこの町に骨をうずめていただくぐらいの決意を持った方を選考したいとそのように思っておりますので、随時それは選考していきたい

と思っております。

○5番（平吹俊雄君） 今の町長のお話で力強いところもありますので、その考えをしっかりと受け止めて選考してください。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、これより暫時休憩いたします。再開は10時20分といたします。

午前10時12分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

続きまして、2）第4次美里町財政健全化計画についてに入ります。

それでは総務課長、お願いします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、2点目の第4次美里町財政健全化計画についての説明員を御紹介いたします。

企画財政課長の佐野でございます。それから同じく企画財政課主幹の高橋でございます。財政係長の渡邊でございます。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐野 仁君） 企画財政課の佐野でございます。よろしく願いいたします。

それでは第4次美里町財政健全化計画について御説明申し上げます。

お配りしております資料の1ページをお開き願います。

美里町ではこれまで健全な財政運営を確立するため平成19年に第1次、平成24年に第2次、そして平成28年に第3次の財政健全化計画を策定し、事務事業や職員定数などの見直しを行い、財政の健全化に努めてきたところですが、今回第3次財政健全化計画に続く第4次美里町財政健全化計画を策定いたしました。本計画の計画期間は第2次美里町総合計画・美里町総合戦略の計画期間と合わせ令和3年度から令和7年度までの5か年、5年間といたしました。現在、新型コロナウイルス感染症が依然として本町の経済活動などに大きな影響を及ぼすなどの先行き不透明な状況にありますが、第2次美里町総合計画・美里町総合戦略の施策の実現、喫緊の課題を解決するためには限られた財源を有効に活用していかなければなりません。そのため、町の厳しい財政状況について全ての職員が強く認識し、達成すべき目標に向けて組織一丸とな

って取り組むため、その行動指針として健全化計画を策定したものです。

また、この計画については毎年度終了後、その概要を町の広報紙やホームページで公表するとともに、社会情勢の変化に応じて後年度の計画を見直すものとしております。この計画の推進につきまして議員皆様の御理解と御協力をお願いするものでございます。なお、計画の詳細につきましては高橋主幹から説明いたします。よろしくお願いたします。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋主幹。

○企画財政課主幹（高橋明子君） 企画財政課の高橋です。よろしくお願いたします。座って御説明申し上げてよろしいでしょうか。失礼いたします。

表紙をめくっていただくと目次がございますが、2 財政状況では過去10年間の決算状況について、3 財政推計では令和3年度から令和12年度までの今後の10年間の財政状況の見込み、4 健全化に向けた行動指針では安定した財政基盤を確立するための目標、5 財政健全化計画では具体的な取組とその取組を反映した今後5年間の収支の見通しについて記載しております。

では、事前にお渡ししておりますので説明内容は割愛し、要点のみ御説明いたします。

2 ページ、お開き願います。2 ページの財政状況について、過去10年間の決算状況について（1）歳入歳出の推移から5 ページの（7）類似団体近隣市町との比較まで7つの項目について4 ページにわたり記載しております。

（1）歳入歳出の推移について総額、義務的経費、投資的経費について記載しております。22ページを御覧願います。22ページの別紙1を見ていただきますと、歳入につきましては譲与税・交付金について平成27年度以降おおよそ6億円台を維持し、令和2年度には7億円台に達しております。これは地方消費税の税率の改正に伴い地方消費税交付金の交付額が増加したことが要因の1つでございます。歳出につきましては2 ページに記載してございますが、令和2年度決算において新型コロナウイルス感染症対策に伴う特別定額給付金の支給により補助費等の増が著しく、令和2年度の決算は過去10年間で最大の規模となりました。

ページお戻りいただきまして、2 ページ、お開き願います。（2）町税の収入額及び徴収率の推移については調定額、収入額、調定額から収入額を単に差し引いた未納額、徴収率を記載しております。令和2年度において現年分の徴収率98.9%となっております。納付環境の整備、未納者に対して早期に接触を図るなどして徴収率は大幅に改善しました。

（3）地方債の地方債残高の推移については元金ベースのプライマリーバランスの黒字化に努めながら取り組んでまいりましたが、臨時財政対策債の残高が令和2年度決算において48億円を超えており、記載のとおり地方債全体の44%を占める結果となっております。

4 ページ、基金残高の推移については財政調整基金は緊急時の備えとして10億円以上を維持することを目標として取り組んできました。よって、新型コロナウイルス感染症対策についても国からの交付金を待たずに迅速な対応を取ることができました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により例年行っていた事業の中止、縮小のために基金の取崩し額が減少した等の要因により基金残高は増加しております。

5 ページ、(7) 類似団体、近隣市町との比較については23ページ別紙2に取りまとめてございます。本町の10年間の年度推移だけでなくほかの市町との対比をしております。令和元年度の地方財政状況、平成27年国勢調査を基に人口、産業構造を分類要素とし市町村それぞれの類似グループに分類するもので、本町は町村V-2に分類されております。市町それぞれのいろいろな事情はあるかと思いますが、今後財政の健全化を進める上で参考にしていきたいと思っております。

次に、6 ページから8 ページまでの財政推計について御説明いたします。本計画期間は令和7年度までの5年間です。推計値の精度として10年間を見通すことは難しいからです。しかし、地方債の発行による将来の公債費の償還影響額等も加味する必要があることから、推計としては10年間としております。財政推計については推計方法を16、17ページに記載しております。既に令和3年度当初予算、令和2年度決算の調製をしておりますことから基準値を令和3年度当初予算としたもの、今後の高齢者人口を勘案し推計したもの、大規模な事業費を含む投資的経費を勘案しております。6 ページに(1) 重点実施施策とありますが、計画期間中の大規模事業として2つの施策、2つの事業を重点、喫緊の課題として取り組むべき事業としていただいております。学校教育環境の充実といたしまして新中学校の整備、子育て支援の充実といたしまして放課後児童クラブの整備です。なお、新中学校整備事業等については現在事業者選定の段階であることから、想定事業費は令和3年6月会議でお示した債務負担行為の額により推計しております。7、8 ページにその結果の歳入・歳出総額の推計等が記載しております。高齢者人口の増に伴う町民税の減少等による歳入の減少、高齢者人口の増に伴う扶助費等の増加による歳出の増、これらの要因により財源不足は最大で3億円を超えると見込んでおります。なお、推計では財源不足を補うための財政調整基金の取崩しは見込んでおりません。

このことから、9、10ページに記載しておりますが、4 健全化に向けた行動指針として4つの目標を掲げ財政健全化に取り組むことといたしました。

また、11ページから14ページまで、財政健全化計画についての健全化に向けた具体的な取組を記載しております。なお、財政計画については計画期間の令和7年度までの5年間について

記載しております。11ページに歳入の確保策として3つの取組を記載、12ページに②歳出の削減として4つの取組を記載しております。健全な財政運営を進めるため財源確保、歳出削減に向けた取組、歳入に見合った事業展開が必要となります。歳入の減少は現時点での見込みでは避けられないものと推計しておりますが、極端な経費の削減により行政サービスの質が低下するわけにはいきません。現行の事業規模を維持できるように歳入の確保策を確立することが必要と考えます。13、14ページには取組を反映した結果の歳入歳出、地方債、基金残高を記載しております。14ページ、④地方債の残高見込み額は新中学校整備事業等により令和6年度末で121億円になります。⑤基金残高の見込み額では財源不足を補うための財政調整基金の取崩しを行うことで財政調整基金の残高は令和7年度で12億9,000万円となります。今回の財政計画では現在公共施設等総合管理計画の見直しを行っているため、公共施設の長寿命化に係る具体的な方針を盛り込んでいませんが、財政運営を圧迫することのないよう投資的経費の平準化を図りたいと思っております。

15ページの6おわりにの中でも記載しておりますが、新型コロナウイルス感染症がまだ住民の経済や住民の健康や経済活動に大きな影響を及ぼしており、人口の減少及び少子高齢化の進行により今後の美里町の財政運営の見通しは非常に厳しい状況を見込まざるを得ません。しかしながら、自主財源の確保と歳出の抑制に取り組み、健全な財政運営の確立に努めてまいります。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明を頂きました。皆さんのほうから意見、質問等、何かありませんか。福田議員。

○13番（福田淑子君） 13ページと24ページの財政推計なんですけれども、歳入と令和3年度は合っているんですが、合っていないね。財政推計、13ページと24ページの合計の違いを教えてください。13ページと24ページの財政推計の歳入歳出の合計額の違いについてお願いいたします。令和3年度は合っているんですけれども、令和4年度から合っていないのでお伺いします。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋主幹。

○企画財政課主幹（高橋明子君） ただいまの質問にお答えいたします。13ページにつきましてはその推計を健全化に向けた取組をした結果の収支の見通しとなっておりますので、令和3年度につきましては既に予算調製済みですので推計、健全化計画ともに同じ総額となっております。なので、財政推計につきましてはそちらの総額の表記につきましては先ほどの13ページではなく7ページのほうに歳入と歳出の総額を記載しておりますので、令和4年度以降の総額は

そちらと金額が一致するものとなっております。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） 推計と見通しは違うということ。単純に13ページと24ページの財政推計とする見通しは同じになって当たり前なのかと思ったんですけれども。

○議長（大橋昭太郎君） 高橋主幹。

○企画財政課主幹（高橋明子君） 13ページ、（2）今後5年間の収支見通しの下に記載しておりますとおり、財政健全化に向けた取組を反映した内容を13ページに記載してございます。（「だって、これはあくまでも健全化計画なので反映されたものが載って当然だと思うんですね。いや、反映した内容と財政推計が違うというのはなぜなのかなと単純に。それで、今の答えでいいというのであればそれは別によろしいです、それで」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは2）第4次美里町財政健全化計画については以上とさせていただきます。

御苦労さまでした。

続きまして、3）令和3年産主食用米に係る米価下落対策についてに入ります。

総務課長、お願いします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、本日3点目でございます。令和3年産主食用米に係る米価下落対策についてでございます。

こちらの説明員を御紹介いたします。産業振興課課長の小林でございます。主事の阿部でございます。

それでは、産業振興課のほうから御説明いたします。

○議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林誠樹君） おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料、1枚物になります。

まず令和3年産の主食用米に係る米価下落対策について御説明を申し上げます。町長からも申し上げましたとおり、令和3年産主食用米の下落につきましては外食機会の減少などから需給バランスが崩れ、大きな下落となりました。このことから、資料に示します2つの事業を実施したい考えでございます。

まず、1点目の事業について御説明を申し上げます。仮称でございますが、美里町主食用米持続化緊急支援事業でございます。1対策の目的でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年産米の概算金が下落したことに伴い、主食用米の生産に支障を来してい

る生産者に対し生産費の一部を支援することにより、生産者の負担軽減及び農業経営の持続化を図るものでございます。

2番、対策のポイントでございます。主食用米の需要については人口減少等の影響により毎年10万トン程度減少している状況でございます。新型コロナウイルス感染症の影響によりさらに需要が減少しており、民間在庫が極めて高い水準で推移している状況でございます。宮城県の主要銘柄でありますひとめぼれの概算金は令和2年産の60キログラム当たり1万2,600円から9,500円まで下落し、対前年3,100円、24.6%の減少となっております。農業所得の減少によりまして生産費など次期作への影響が懸念されますとともに、高齢化を背景に営農の断念や生産意欲の減退などが懸念されるところでございます。こうしたことから、次期作に向けた財政的支援を行い、離農等を未然に防ぐとともに生産者の負担軽減及び農業経営の持続化を図るものでございます。また、需要に応じた生産を推進し適性な生産数量を維持する立場から、生産の目安などを考慮した支援制度としたい考えでございます。さらに、作付面積当たりの定額交付とすることにより、申請事務の簡素化及び迅速な交付処理を行いたいと考えてございます。

次に3番、事業の概要でございます。(1)補助対象者につきましては主食用米の生産者(10アール未満の生産者を除く)、いわゆる自給的農家、飯米農家については除くとしてございます。(2)想定生産者の数でございます。420経営体を想定してございます。想定対象面積につきましては2,150ヘクタール、交付単価につきましては10アール当たり2,000円の定額交付としてございます。(5)交付対象面積については令和3年の主食用米の作付面積、作付の実績面積になりますが、これと令和3年の生産の目安の換算面積を比較していずれか小さい面積としてございます。予算規模につきましては4,300万円を想定してございます。4,300万円については事務費等を除いて想定をした金額でございます。7番、交付の条件につきましては令和3年の主食米を生産していること、営農を継続する意思があることとしてございます。

4番の交付単価の根拠につきましては、令和元年産の生産統計、10アール当たりを参考にいたしまして種苗費の3分の2相当額を根拠といたしてございます。こちらの事業については新型コロナ臨時交付金を一部充当を考えてございますが、その多くは一般財源で対応する予定としてございます。

続きまして、下の(仮称)美里町米価下落対策資金利子補給事業でございます。同じく概算金下落したことに伴いまして施設等の補修や運転資金などへの資金融資に対し、利子補給を行うことにより生産者の負担軽減及び農業経営の持続化を図るものでございます。2制度の概要でございます。対象者については米価下落の影響があった農業者としてございます。(2)

貸付けの条件でございますが、貸付限度額、個人・法人とも600万円、償還期間については5年以内、基準金利1.5%、県負担額1%、町負担額0.25%、JA負担額0.25%で実施をする予定でございます。（3）申込み期限につきましては令和4年3月15日まで、JA等の窓口で対応してまいる考えでございます。

3番、想定融資額につきましては（1）想定融資額といたしまして1億3,800万円ほどを想定してございます。米価下落の影響額の20%を見込んだところでございます。想定される利子補給額につきましては761万円、それぞれ県が609万円、町が152万円等の補給をしてまいりたいと考えてございます。令和3年度の予算想定については1万5,000円ほどを想定してございまして、次年度以降債務負担行為の補正としまして令和4年度から令和10年度まで限度額759万9,000円で設定をしたいと考えてございます。

以上、早口になって恐縮でございますが説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明を頂きました。皆さんのほうから意見、質問等ありませんか。平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） 2点ほど。まず1つは3番目の事業概要の中でこれは申請開始とそれから交付時期はいつごろの予定しているんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林誠樹君） 平吹議員の御質問にお答えをいたします。まず申請の開始については今回の対策について11月29日に予定されております臨時会のほうに御提案をさせていただきたいというふうに考えてございます。その議決を経まして、速やかに交付対象者420件、こちらに通知を出したいと考えてございますので、29日以降速やかに実施をさせていただきたいと考えてございます。

次に交付の時期でございますが、11月29日に御案内をいたしまして申請期間等々、いろいろ今検討しているところでございます。交付対象の中に、例えば集落営農組織もございまして一般の農家の方もございまして、実は集落営農組織などはこの時期がちょうど精算する時期にもなっておりまして、会の精算の処理とこの交付金が入ってくるとまたその精算も出てきたりしますので、その辺の状況を農家の皆さんにもお話を聞きながら対応してまいりたいというふうに考えてございますが、申請については12月中に速やかに実施をしていただいて、年明け早々にも交付できるようなスケジュールになるかなというふうに想定をしておるところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

- 5番（平吹俊雄君） そうすると、交付時期は年内ということでもいいですか。
- 議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（小林誠樹君） 年明けになります。年度内で交付はさせていただきたいと思えます。
- 議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。
- 5番（平吹俊雄君） それから申請の用紙というかそういうのは個人にやるんですか。それともその経営体、個人とか集落ごとに郵送するんですか。その辺、どのように。
- 議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（小林誠樹君） 申請については集落営農組織、いわゆる営農計画書を出していただいている方を対象にというふうに考えてございます。ですので、個人でやられている方は個人で出していただきますし、集落営農組織でやっている場合については集落営農組織で申請をしていただくということで想定してございます。
- 議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。
- 5番（平吹俊雄君） その申請については、なんていうの、農協とかそういう指導とかあるんですか。
- 議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（小林誠樹君） 今回、申請については農協さんの指導というよりは町で直接実施をしたいというふうに考えてございます。また、交付制度も分かりやすい簡素な仕組みにすることによりましてそんなに難しくなくといたしますか、そういった形ですぐ申請をしていただけるようにあらかじめこちらのほうで数量等も把握できますので、ほぼ確認をしていただいて署名をしていただいて申請できるような程度まで作り込んだものを郵送したいというふうに考えてございますので、その辺については安心して申請していただけるものかなというふうに考えてございます。（「分かりました。もう1つ」の声あり）
- 議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。
- 5番（平吹俊雄君） 資金の関係ですけれども、この書類の中に添付するものについては農林業被害認定書、市町村長の印が必要ということなんですが、これはどういうものなんですか。
- 議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（小林誠樹君） 被害の状況についてその市町村長の認定ということになってございますが、今回の米価下落については他の風水害の災害とはまたちょっと違った面もございまして、農家の皆さんについては減収額云々関係なく今回は対象になるという形にはなって

おります。ただ、融資の審査は別途行われますので、そういったところでの町としては証明はいたしますけれども、実際の融資実行となりますと通常の審査が入ってくるというところは御理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） 証明書というのはいつごろやるんですか、発行するんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林誠樹君） お答えします。証明書については、その融資を申し込みされる際に町のほうに御相談いただければというふうに考えてございます。全部一律に出すということではございませんので。

○議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） そうすると、個人の場合だと個人が町に行って町担当課に行って申請をもらうと考えていいんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林誠樹君） そのようにお願いしたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） そうですか。これは、というのは私も申請したんですがこの認定書がなければできないということだったんで、それでもし早ければ早く出してもらえばなという農協の担当者から言われたものですから、そうすると29日に臨時会がありまして、それ以降ということでもいいんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林誠樹君） そのようになります。（「はい、分かりました」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 鈴木議員。

○2番（鈴木宏通君） 2点ほど。対策のポイントにあります下から2行目です。需要に応じた生産を推進し、適性な生産数量を維持する立場から生産の目安などを考慮した支援制度とする。この生産の目安等というところ、説明お願いします。あと、3の事業の概要の（7）番の②番です。営農を継続する意思があること。これはどのように判断をされるのか、この2点をお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林誠樹君） お答えをいたします。まず1点目、生産の目安等の等は何ぞやというお話でございしますが、今回……。生産の目安そのものですね。生産の目安については毎

年国のほうがその需給状況を調査をいたしまして、これぐらいの主食用米の生産をしてくださいという目安を毎年示しまして、それを宮城県の再生協議会というのがございましてそちらのほうで目安を設定をして、それをさらにここで言えば美里の再生協議会で示して、その目安に基づいて生産計画を行うという流れになってございます。また、この目安と「等」というふうにつけましたのが今回いわゆる飯米農家、自給的農家の10アール未満の経営の方については今回の支援からは除きたいというふうに考えてございまして、生産の目安等を考慮したというふうな表現を用いてございます。

次に営農を継続する意思があることということでございます。こちらについては前回の梨の凍霜害のときにも同じような方法を取ったところなんですけど、交付の条件の中に申請の同意のところで、またいろいろな項目を同意していただく項目を設けて補助金制度を作りたいというふうに考えてございます。その中で営農を継続すると、今回あくまでも赤字補填ではなく次期作の支援ということでございますので、営農の継続の意思がない方については次期作は行わないというふうに見なすことがまたできますので、そういった意味で営農継続ということを条件としてございます。以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 鈴木議員。

○2番（鈴木宏通君） ありがとうございます。生産の目安、要は生産の範囲をきちっと守った方々だけに今回は支援する制度ですよというところに、例えばこれを生産の目安を無視してそういう方々には支援をしないというところでもいいのか。その確認をさせていただきたいです。

○議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林誠樹君） お答えをいたします。今回は生産の目安以上に作られている方については生産の目安までの面積を支援をさせていただくということで考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） 鈴木議員。

○2番（鈴木宏通君） ありがとうございます。それではそのように理解をさせていただきます。

先ほどの2点目の営農継続する意思のところですが、要は営農組合または法人化のところの構成員及びその方々に対してはそのとおりに継続なさる。個人経営体の方々へはどのような意思確認をさせるということなんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林誠樹君） 集落営農組織の構成員で含まれている皆さんについては、今回営農継続の意思はこちらからは求めません。あくまでも、集落営農単位で継続の意思を確認するという対応してまいりたいと考えてございます。（「個人経営体」の声あり）

個人経営体につきましては確認をさせていただくという形でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田二郎議員。

○4番（吉田二郎君） 3番の事業概要の（6）の予算規模の4,300万円、（2）単価2,000円の2,150ヘクタールとありますね。交付するのは10アール当たりの金額ですよ、2,000円というのは。これを見るとヘクタールの単位の計算方法になってしまう、1ヘクタール当たり2,000円ですという捉え方にならないかな。4,300万円ならなくて、私の計算間違っているものか。430万円だけではないかと思うんです。これは後で……。いいです。もし、そうではないかと私思うんです。1ヘクタール当たりだと2万円の単価でこれで掛けるとか、用地ヘクタールをアールで直して換算するのではないかと思うんです。それはそれで。

10アール当たり2,000円、今各自治体のいろいろ給付額、交付と書いているんだけど、給付なのか交付なのか私も分かりませんが、本町では種苗費用を対象にして3分の2、2,000円にした。肥糧費とかそういうのを加味してこういうコロナの時期だから多く出したのか、何だか予算的にあって出したのか、この2,000円というのをもう少し農家の皆さんに救援とかそういうふうに上げることは考えなかったのか、そこをお尋ねします。

○議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林誠樹君） お答えをいたします。給付額、もっと単価を高くということかと思いますが、給付額の算出でいろいろ検討をしたところでございます。美里町については所得補償の保険ですとか、ならし対策という収入を保証する事業がありますけれども、こちらの面積カバー率が8割を超えている状況にございます。一定程度米価の下落についてはそういった補填で見なされるというところがございます。こちらの仮にならし対策ですと減収分の9割をならし対策で見るというふうな形になってございます。今回、ざっくりお話ししますと約3,000円、1反歩当たり減りまして9割の仮に補填が来ますと2万7,000円は補填をされまして残で3,000円になります。そうしますと、そこに対して町の交付金支援というふうに考えますと貴重な財源を使ってやる場所もございまして、その辺のバランスを見たときに美里町としては2,000円の交付単価が適正だろうということで判断をしたというところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田二郎議員。

○4番（吉田二郎君） そうすると、本町においてはこの金額が妥当というかそういうふうに決定した。お願いしたいという意味で出したわけですね。今県でもいろいろとこれについての給付というのか交付のほうを各自治体が要望というかしていますけれども、それはそれとまた別に取らなければならないんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林誠樹君） お答えをいたします。今回の米価下落対策、町単独の事業としてはこれで考えてございます。宮城県のほうもこれから多分、恐らく明日には事業の説明を発表するという情報を頂いておりますし、国のほうも月内には調整して年度内に補正予算を成立させたいというような動きもございます。米価の下落対策については、まずは町単独でこういった事業を実施をさせていただいて、その後、必要な事業、国県の制度も利用しながら別途対応してまいりたいとそのように考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田二郎議員。

○4番（吉田二郎君） ちなみに、米価が年々下がっているというか、低くなっているんですけども、このように今までは基準というのはなかったですね。例えば幾らぐらい下がったから補償というのは交付するとかと、今回これで24.6%、25%が基準になって下がったからそれに対して来年もこういうふうになったときまたそういうふうを考えるのは来年のことで考えるんでしょうけれども、そういうような基準値みたいなのはあるんですか、こういうのは。

○議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林誠樹君） お答えをいたします。なかなか米価の下落というところの基準はないというのが現状でございます。あくまでも需給と供給のバランスで価格決定がされていきますし、それを見ながら生産する側も適正な数量を見極めて生産をするという取組が一番大切なのかというふうに考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。山岸議員。

○9番（山岸三男君） 大体説明で大方理解はしたつもりではおりますけれども、今回僚議員からも美里町は一応2,000円ということで、ほかに今県国でも検討してまた数字が出てくるのかなと。そのときに、本町は2,000円です、10アールあたり。県と国がまたさらに10アールあたり幾らという出たときにはダブるといっつかかぶって支給、交付受けるということによろしいんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林誠樹君） お答えをいたします。国県の支援については私どもまだ正式な情報を頂いておりませんので報道などで報じられている部分での把握となりますけれども、主に国県については需給対策ということで、このように米価下落に対して定額給付といった考えは余り報道などでは見られておりませんので、別途需給対策のために必要な作付転換ですとかそういった事業が中心になってくるのかなというふうに思っておりますので、そういった形で

対応させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） そうすると、近隣町村は数字がもう既に相当前に今年早々に5,000円とか4,000円とかとみな近隣町村出しているんですけども、美里町は基幹産業が農業ということで耕地面積も結構近隣町村よりも多いほうの自治体になっていますけれども、その自治体が10アールあたり2,000円で算定基準はきちんとされていますから一定の理解は私できますけれども、2,000円はどうかと非常に疑問を感じるんです。これは一応12月中にはこの金額は交付されるということ、年度内ということでしたよね。皆さん、お答えありがとうございます。あくまでもこの2,000円で決定しようという考えでよろしいんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 町長。

○町長（相澤清一君） 今担当課とも協議しながらこのような形で説明をさせていただきました。当然、5,000円、4,000円、1万円、いろいろな環境がございますので、それぞれの自治体で新型コロナウイルス創生臨時交付金を使うところもございます。本町ではそのようなものは前もって事業者の皆様に手厚くしておりますので、そういう面で地方創生臨時交付金は少なくなっております。そうした中で、一般財源からの持ち出してやらなければいけないということもありますし、今課長が申しましたように本町では収入保険なりならし対策、そのような形で充実して農家の補償も大分あります。カバー率も高いものですから、そういう面で全ての面で単純に金額を比較するのではなく、加美町、色麻同等でいろいろな協議をさせていただきました。隣の涌谷町とも協議させていただきました。そういう中での考えでございますので、ぜひ御理解を頂きたいと思っております。今後も国から様々な対策なり交付金制度がもしありましたら、そういう面で改めてまたその対応も考えてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 御苦労さまでございます。今いろいろ質問あったのを回答いただきまして、それでなおさら整合性というか私たち議員ほとんどの方が大分農家の方からこういう話、町でどう考えているのという話聞いていると思うんです。説明する際に4番にあります交付単価の根拠というところを説明していくべきだと思うんですけども、根拠と今の答弁全部違うんです。根拠のほうは3分の2相当と言っているんですけども、この根拠が全然分からないようになってしまうんです。種苗費の3分の2ということで、それが2,000円になるということで書いてあるんですけども、今説明あったの違いますよね、全部。所得に対してのものだったり補償がありますからとかこの根拠とはずれているんです。その辺きちっとした根拠とい

うもので教えてほしいんですけれども。

○議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林誠樹君） 私どもといたしましては、その2,000円の金額を決定するに当たって1つの根拠といたしまして種苗費というところに着眼してございますし、また、これだけが単価の理由ではなく、先ほど町長お話ししましたとおり様々な要因も考慮した中で農業経営の持続性というところで2,000円の定額給付ということで整理をさせていただいたというところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 私が聞いているのはさっきから保険とかいろいろ入っていてそういう部分で補償されるともならしの分もありますという話で、町長からも今あったとおりいろいろな分で手当てされていますという話での2,000円相当が妥当だという課長の話もあったと思うんですけれども、この書類にきちっと交付単価の根拠として種苗費の3分の2と書いてあるんです。私たち説明聞かれたときに根拠はこれですと言わなければならないんです。書いてあるんですから、こうやって明確に。説明と違ってくるので食い違いが出てくるので実際は違うんですよね。

○議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林誠樹君） お答えをいたします。本日の資料については中心的な要旨の部分をまとめてございますのでこういった表現をさせていただいておりますが、交付単価の根拠となれば種苗費の3分の2でお願いしたいというふうに考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） それだったら分かるんです。だから、あくまでこれはでも大体査定した中で種苗費の3分の2を根拠としましたという後付けの話、その辺整合性を持っていただきたいと思いました。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、3）令和3年産主食用米に係る米価下落対策については以上とさせていただきます。

御苦労さまでした。

これより暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時14分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

先ほどの地域づくりの質問の中でまちづくり推進課長、答弁できなかった部分と言ったらいのか、その部分について説明したいそうですのでお願いします。

○まちづくり推進課長（齋藤 寿君） 失礼いたします。先ほど地域おこし協力隊の募集についての部分の中で平吹議員から御質問のありました県内で市町村、実施状況どうなのかというお話についてでございます。県内35市町村中、21市町村が令和3年4月1日現在に地域おこし協力隊を導入している、35中21という状況でございます。以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 御苦労さまでした。

それでは、4）再計画案の同意についてに入ります。

本日、会議の初めに確認しましたとおり、再生計画案の同意については非公開で行います。資料については案件が終わり次第回収させていただきます。個人名及び個人が特定されるような発言については行わないようにお願いいたします。どうしてもという場合は、休憩を申し出てください。

それでは総務課長、お願いします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは、4点目でございます。再生計画案の同意について、こちらの説明員につきましては徴収対策課課長の遠藤でございます。それから課長補佐の芦田でございます。主事の二郷でございます。

なお、次の5番の訴えの提起についても徴収対策課、同じメンバーで御説明をさせていただきます。それから6個目の訴え提起前の和解について、こちらについても徴収対策課、さらに後ほど防災管財課のほうで説明に入らせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、早速4番目について御説明をいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 徴収対策課長。

○徴収対策課長（遠藤孝光君） それでは再生計画案の同意についての御説明をさせていただきます。ただいまお配り申し上げました資料、再生計画案の同意について、1が個人情報の資料となります。さきにお渡ししている資料2、こちらのほうから最初に御説明をしたいと思います。再生計画案の同意についての資料2でございます。

まず1の概要でございますが、民事再生法の規定による再生計画案が債務者から裁判所に提出されましたので美里町債権管理条例第20条第1項の規定により同意したことについて、同条2項の規定により議会に報告するといったものが概要となっております。

経過についてでございますが、令和3年6月9日に債務者から再生手続開始の決定ということで債務者の申請により開始の決定がなされております。そして、同年9月9日仙台地方裁判所古川支部から再生計画の書面決議について町のほうに通知書が届いております。同月、9月28日町の側で再生計画案に同意をしております。そして10月29日に再生計画認可決定の確定がなされたといったものがありましたので、議会の11月会議において報告する予定としておるところでございます。

引き続きまして、資料1のほう、個人情報が含まれている取扱注意となっているほうの資料を御覧いただきたいと思っております。こちらタイトルに再生計画案同意についてとなっておりますが、1番、債務者につきましては記載のとおりであります。2番、債務の内容及び確定債権額につきましては学校給食費でございます。36万5,993円、平成28年度から令和3年度分となっております。

次に再生計画案の内容となっておりますが、こちらは再生計画案の内容をそのまま記載させていただきます。読み上げた後に御説明申し上げますが、3番、再生計画案の内容、(1)再生債権に対する権利の変更、再生債務者は各再生債務者からそれぞれが有する再生債権についてA再生債権の元本及び再生手続開始決定の日の前日までの利息、損害金についての合計額の79.9999%に相当する額、B再生手続開始決定の日以降の利息損害金については全額について免除を受ける。

御説明いたします。まずAのほうでございますが、端的に御説明させていただきますと学校給食費は36万5,993円が確定債権額でございますが、この79.999%に相当する額の免除を受けたいといったものがAになります。ここで79.999%という数字出ておりますが、この債務者につきましては最低弁済しなければならない金額というもの、法律で決められておましてそちらが総額の5分の1となっておることからおおよそ5分の4に当たる79.999%について免除を受けたい、そういった数字になっております。金額、36万5,993円の79.999%の数字といたしましては29万2,790円、今口頭で御説明いたしておりますが29万2,790円について免除を受けたいといったものであります。Bにつきましてはこのとおりです。今後の利息損害金についての全額免除を受けたいといった内容になっております。

次に弁済方法でございます。こちら読み上げさせていただきますが、再生債務者は各再生債権者に対し(1)の権利の変更後の再生債権について次のとおり分割弁済をする。再生計画認可決定の確定した日の属する日の翌月から3年間は再生計画認可決定の確定した日の属する月の翌月から数えて3か月目の月を初回とする。来3か月5日限り8.334%の割合による金員、

(3か月区分、合計12回) ごめんなさい、こうです。端的な御説明をここでもさせていただきますが、先ほど経過で令和3年10月29日に再生計画認可決定の確定がなされたということをお説明申し上げましたが、この10月29日の確定日を踏まえてこの日を設定していきますが、簡単に申し上げますと令和4年1月から3か月ごとに計12回で支払うといった内容になっております。3か月ごとの5日までに支払うこととするといったもので、1回当たりの金額につきましては弁済金額を12回で割った金額で8.334%というのは全体100%としたものを12%で割ったときには8.334になるとそういった数字になっているということで、こちらのほうが再生計画案そのものの内容が示されているものであります。

そして最後、資料2の大きい3番、今後の対応につきましては今御説明申し上げた再生計画案がございますので、この返済計画の履行を管理しながら3か月ごとに納めていただくといったところを管理していくといったものになっております。

資料2枚使いましたので分かりづらい部分もあったかもしれませんが、説明につきましては以上でございます。

○議長(大橋昭太郎君) 説明を頂きました。皆さんのほうから意見、質問等ありませんか。(「なし」の声あり) よろしいですね。

それでは、次に5) 訴えの提起についてに入ります。今のとおり、個人情報等の発言については行わないようにお願いいたします。すぐ徴収対策課長の説明でよろしいですか。

徴収対策課長。

○徴収対策課長(遠藤孝光君) では、引き続き訴えの提起について御説明させていただきます。

こちらにつきましても先ほどと同じように、最初にお配りしている資料が資料2です。本日お配りした個人情報に関するものが資料1となっておりますので、まず訴えの提起についての資料1と2のほう、お手元に御準備いただきたいと思っております。

資料2からの御説明になりますが、資料2の1、概要のほうを御覧いただきたいと思っております。

学校給食費及び幼稚園保育料を徴収するため支払い督促を申し立てましたが、債務者から督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により支払い督促の申立てが訴えの提起があったものと見なされたものであります。この訴えの提起につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

2番の経過につきましてでございますが、令和3年9月27日に古川簡易裁判所に支払い督促を申し立てたところでありまして、その結果といたしまして、令和3年10月25日、債務者から古

川裁判所に分割払いについて話し合いを希望しますということで督促異議申立書が提出されたものであります。分割の金額につきましては毎月1万円という希望でありました。

次に資料1のほうを御覧いただきまして、個人情報のほうが含まれておるものでございますが、資料1の1番、事件名につきましては記載のとおりであります。学校給食費と幼稚園保育料の請求事件であります。2番目の当事者につきましては原告、美里町、被告は記載のとおりでございます。請求金額といたしましては学校給食費といたしまして19万9,616円、平成28年度から令和3年度分及び遅延損害金が含まれております。幼稚園保育料につきましては2万4,200円、平成26年度分で延滞金が含まれております。申立て手続費用といたしまして3,483円といったこの請求金額となっております。

それで、今後の対応につきましてでございますが、専決処分いたしましたことにつきましては11月の議会のほうで御報告申し上げますけれども、今後の対応につきましては資料2の大きい3番、今後の対応に書いてございますとおり、12月7日に古川簡易裁判所で口頭弁論が行われますので、2人の職員が出廷予定となっておりますところであります。

説明につきましては以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 何かございますか、皆さんのほうから。（「なし」の声あり）

それでは、4）、5）は以上とさせていただきます。

それでは、6）訴え提起前の和解についてに入ります。それでは、新しく入った方々だけ、総務課長をお願いします。

○総務課長（佐藤俊幸君） それでは6点目でございます。訴え提起前の和解についての説明員を御紹介いたします。

防災管財課課長の小野でございます。町営住宅係長の西村でございます。それから徴収対策課については先ほどと同様でございます。それでは、よろしく願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

○防災管財課長（小野英樹君） まず、本日お配りさせていただいた個人情報を含む資料②となっている部分は説明終了後、回収させていただくことを御了承ください。

まず初めに、事前にお配りしておりました資料①にあります1概要につきまして御説明いたします。令和3年9月27日付、美議第238号で通知のありました地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項の指定について、第6項地方自治法第96条第1項第12号に該当する事件のうち次に掲げる事項についての和解、第1号町営住宅賃料の履行遅滞にあるものが美里町債権管理条例第14条第1項各号のいずれかに該当し、かつ当該遅滞賃料を1年以内で分割

して履行することを約する場合において当該賃料の履行期限までの履行及び当該履行期限までに当該賃料、遅滞賃料の履行がないときは当該町営住宅の明渡しをする旨につき民事訴訟法第275条の規定による訴え提起前の和解をするときに関する手続を行う事案が発生したため、当該手続の流れ及び対象事案について事前に御説明させていただくものでございます。

今回、訴え提起前の和解につきましては初めて行うものでございますので、資料にあります2手続の流れにつきまして御説明させていただきます。手続の流れといたしましては、概要で御説明いたしました専決処分事項の要件と合致する滞納者と和解内容の確認を行います。次に和解の内容確認ができましたら、古川簡易裁判所に訴え提起前の和解の申立てを申請いたします。その後、裁判所から和解日程の提示を受けますので和解を行う際に滞納者の出頭確認を行い、今回の事案につきましては専決処分事項の指定に該当します1年以内で分割するものに該当しますことから、町といたしまして専決処分をいたします。滞納者と裁判所で和解をし、専決した事案につきましては議会に報告させていただきます。これまでが手続の簡単な流れでございます。

今回の事案について御説明させていただきます。本日お配りしました資料②を御覧ください。

1 相手方といたしましては記載のとおりお1人でございます。2 債権の内容及び債権額につきましては町営住宅使用料16万668円、こちらは令和2年度から令和3年度までの債権となっております。次に交渉経過について御説明したいと思います。資料1、①の3交渉経過のほうをご確認ください。交渉経過といたしましては、これまで納付相談により分割納付してまいりましたが、不履行が続き納付されない状況から令和3年6月30日に町営住宅入居許可取消し兼明渡し請求予告通知書を送付いたしております。その後、相手方から分割納付を希望するとし申出があり、令和3年8月25日に相談を実施いたしたところでございます。これまでの納付誓約の不履行を繰り返していたものの、現在の生活状況から一括での納付は困難であると認められましたことから当面の分割納付の納付状況を確認し、その上で訴え提起前の和解することを入居取消しとしない条件といたしたところでございます。その後、令和3年9月30日、10月29日と約束の分割納付が履行されましたことから、令和3年11月9日に古川簡易裁判所に訴え提起前の和解の申立てを行った次第でございます。

和解の要旨につきましては、本日お配りしました資料②、3和解の要旨のほうを御確認ください。和解の要旨としては5項目記載してございます。(1)未払い賃料の額及び支払い方法。相手方は申立人に対し令和3年10月31日時点での令和2年9月分から令和3年10月分までの未払い賃料として合計16万668円の支払い義務のあることを認め、次のとおり分割して支払う。ア

令和3年11月から令和4年4月まで毎月末日限り2万2,700円ずつ、計6回支払う。イ令和4年5月限り2万4,468円を支払う。(2) 賃料の支払い。相手方は申立人に対し前項のとおり未払い賃料を分割して支払うほか、本件賃貸借契約に基づき毎月末日限り当月分2万2,300円の賃料を支払う。(3) 遅延損害金の支払い。相手方は申立人に対し第1項の未払い賃料支払終了後1か月以内に当該未払い賃料の当初の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年3%の割合を乗じて計算した遅延損害金を支払う。(4) 未払いによる賃貸借契約の解除。相手方が第1項または第2項の賃料の支払いを2回以上怠ったときは申立人は相手方に対し何ら通知催告を要せず入居許可を取り消すことができる。(5) 賃貸借契約の解除。前項に基づき申立人の意思表示により入居許可を取り消されたときは、相手方は申立人に対し本件建物を原状回復して即時に明け渡す。以上、主要な和解の要旨として5項目でございます。

最後に資料①、4訴え提起前の和解としたことの経緯について御説明いたします。町営住宅賃料の履行遅滞にあるものが美里町債権管理条例第14条第1項第2号に該当し、債務の全部を一時に履行することが困難でありかつその現に有する資産の状況により履行期限を延長することが徴収上有利と認めました。ただし、納付が履行されない恐れがあるため債務名義の取得と納付が不履行となった場合に町営住宅を明け渡すことを条件とする内容で、民事訴訟法第275条の規定による訴え提起前の和解をすることとしたものでございます。なお、今後和解が成立し納付が不履行となった場合には直ちに入居取消し、住宅の明渡し請求を行うこととなります。

説明、以上となります。

○議長（大橋昭太郎君） 皆さんのほうから何かございますか。よろしいですね。（「はい」の声あり）

それでは、6) 訴え提起前の和解については以上とさせていただきます。

御苦労さまでした。

それでは、7) その他に入ります。

その他では、農林業系汚染廃棄物の焼却処理についての資料提出がありました。これについては提出のみとなりますので、お目通し願います。

以上で町長からの説明及び意見を求める事項について終わります。

執行部の皆さん、御苦労さまでした。

議員の皆さん、ちょっとお待ちいただきまして、続きましてその他に入ります。その他のその他ね。

事務局の高橋君のほうから事務連絡数点ありますので。

○事務局主事（高橋秀彰君） すみません。手短にさせていただきます。

6点ありますけれども、速やかにさせていただきたいと思います。

まず最初に、12月議会に対して補正予算計上することになりますけれども、特別旅費、視察研修旅費に関して常任委員会の視察研修と、あるいは議会運営委員会の視察研修、それと議会だより編集委員会の東京出張旅費に関しては今年度中に行く見通しが立たないことから12月の時点で減額させていただきたいというふうに考えておりますので、あらかじめ御承知いただきたいと思います。

続いて2点目です。新年度令和4年度の予算要求時期になっておりまして、実は昨日の月曜日から来週金曜日までは予算要求に関する各課の要求項目を上げる日程となっているんですけれども、新年度においてもまず議場のシステム更新費用、昨年度も予算計上して駄目だったものなんですけれども、システム、かなり摩耗しているということもありまして新年度に関しても要求だけはまずしておきたいというふうに考えております。それと、議長さんから御提案あったのが常任委員会の視察研修旅費以外にも議員さん個人で研修する出張旅費とかを取っていたほうがいいのではないかとということで、4年度に関しては一応7人分が何か研修に参加できるような旅費や負担金を計上したいというふうに考えています。この2つに関してはまず要求させていただきたいと思っております。そのほかに、来週金曜日までは予算要求の時期ということで、もしこういうものもというものがあれば事務局か、あるいは議長さんのほうに連絡していただければ検討して提案というか予算要求させていただきたいと思います。テーブルに上げさせていただきたいと思いますので、来週金曜日まで御連絡頂ければと思います。旅費に限らず、いろいろな予算の部分です。図書費とかもいろいろあるかと思いますが、何かあればぜひお申し付けいただきたいと思います。

次に3点目です。改選時期に近づいているということで4年前もこの時期、作業着の発注の関係で皆さんにお諮りしていたことが実はあったんですけれども、新しい作業着についてはそんなに長く着るものでもありませんので、改めて全議員分発注させていただきたいと思っておりますけれども、そういったところについては基本的に今の正副議長さんに一任いただければと思うんですが、よろしいでしょうか。作業着の新しいものとかそういったものに関しては今の正副議長さんにお任せいただいて、改選後に速やかに皆さんにまた貸与できるように手続進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。作業着上下と帽子に関しては改めて全部作り直すんですけれども、ヘルメットと防災ベストに関しては基本的には今の現職の方に関しては継続して使用していただいて、新規の方の分だけ作るという

ふうな形にしたいと考えておりますので、その辺りも含めて正副議長さんに御一任いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

続いて4点目が、議員積立ての関係です。今旅行積立てと一般積立てともに結構な金額の残金がありまして、旅行積立ては1人当たり12万円、一般積立ては今4万5,000円程度積立ての残金が残っているというふうな状況でございます。正直、旅行積立てに関してはなかなか見通しも立ちにくいところもありますので、これは11月会議の際に皆さんに返金させていただきたいと思っております。一般積立てに関しては19日に、これからまた改めて出席の確認いたしますけれども、19日の夕方に議会事務局職員の歓送迎会という名目で宴会予定されておりますのでそういった部分とか、あるいは12月にできるかどうか分かりませんが忘年会とかも例年ですと予定される行事になりますので、そういったところとの兼ね合いも含めて12月会議のうちに一旦返金させていただきたいと思っております、そこで会計締めさせていただいて後ほど監査委員さんの監査を受けた後の会計報告というふうないつもおりの流れをくみたいと思いますので、その辺り、あらかじめ御承知ください。

5点目が10月ごろに1度御案内させていただいていた議員NAV Iというウェブサービスなんですけれども、正式に今ライセンスの申込みをしまして有料サービスを今使えるような状況になっております。IDとパスワードは変更になっているんですけれども、今議員控室の図書とかがあるほうの壁のほうにIDとかパスワードとか、あるいはアクセス方法については御案内していますので、活用される方はそのID、パスワード確認いただいてログインして使っていただければと思います。あと、なかなかウェブサービスなじみない方もいますので、今一応印刷したものをファイル化して図書棚に入れておりますので、なかなかウェブサービス関係なじみが薄いという議員さんもぜひこういったものを御一読いただいて、最新のトレンドとか議会を取り巻く記事に関してはお目通しいただければと思いますので、よろしくお願いします。

6点目で、つい先ほど大崎広域の議会事務局から連絡があったんですけれども、29日の議運と30日の臨時会が中止になるというふうな話でした。人事院勧告の関係の議案を今回見送るということもあって、11月30日は中止、29日の議運も中止ということで広域の議員さんは御承知いただきたいと思います。最後に、すみません、みやぎ手帳が今販売になっておりまして、1つ600円で会計課と企画財政課で販売されております。今年度、何かむすび丸バージョンという限定のバージョンがありますので、そういったほうが欲しいという方はぜひお早めにお買い求めいただければと思いますので、よろしくお願いします。

事務連絡、以上です。あと、宴会の出席確認をお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） これは議運の委員長から言っていただきたいと思います。

○3番（村松秀雄君） お疲れさまでした。それでは事務局員の歓送迎会、例年ですと6月にやっておりました。ただ、コロナ禍でありましたので収束までということで延び延びになっておりました。11月19日に行おうということで日にちは決定してきました。時間は5時半、5時半ですけれども職員の方は5時15分までですので、若干始まりは遅れても構いませんので、議員の皆様には5時半まで御参集いただきたいなというふうに思います。早い人は練習で、会場は友栄会館、多分新しいほうになると思いますので。最大21名、執行部のほうからは町長、出ました前局長の総務課長、現事務局員3名ということで5名を御連絡申し上げております。そこで議員の皆様16名でございますが、行けないという方だけ手を挙げていただければ直ぐ今日人数と料理のほうを注文したいと思います。この経費は一般積立てのほうから出しますので、とりあえず皆様の当日の持ち出しはなしということです。では、千葉さんだけですか、ちょっと調子悪いのは。分かりました。では、20名ということで申し込ませていただきます。ありがとうございました。

○議長（大橋昭太郎君） ありがとうございます。

それから一般積立ての関係、例年ですと12月会議以降に忘年会、今回は分散会も兼ねるのかとは思いますが、いかがいたしましょうか。やるのであればもう申し込まないと場所がなくなってしまうということ、忘年会だな。

○事務局主事（高橋秀彰君） 実は17日、いつもですと議会の最終日が14、15、16なので16日になるんですけれども、17日の午後に立候補者説明会があるという関係もあって、泊まりのというのが少し難しいかもしれませんが、一応その辺りも想定していただきながら忘年会の日程組んでいただければと思います。

○議長（大橋昭太郎君） いかがいたしますか。いかがいたしましょうか。

高橋君、精算の関係もありますので今回はやらないということですか。忘年会、中止ということで。

ほかに何かございませんか、皆さんから。藤田議員。

○8番（藤田洋一君） 時間頂きまして、後期高齢の報告だけさせていただきます。

実は8月19日、定例会だったんですが8月5日から職員のコロナ感染が発生しまして、県連合の8月5日、7日、11、12と13名、それで事務所閉鎖されたんです。8月10日に予定どおり全協の中で説明あって、もしかしたら19日こういう状態ですから追って連絡しますと、19日開

催できないかもしれませんということで事務局からの連絡あったんですが、そこで全協の中で全員が把握しておったんですが、あるグループの会の方から7名ほど、けやきの会とありますが、それを分かっているにもかかわらず当日に来て、議席に座ったんだ。それで、連合長の命で来たところということで流会となったということがあって、その後も全協で喧々諤々もめたんですが、延びたために9月は各自治体の議会だということで10月25日に3年度の会議が行われたということで、その中でもいろいろ問題起きましたけれども、議案は6議案全部原案どおり可決されました。ただ、変わったことは役員の副連合長が今まで佐藤 仁さん、南三陸町でしたが、今度町村会の櫻井公一さん、松島の町長さんが副連合長になった。それから副議長には東松島市の佐藤さんでしたがこの方が引退されたので川崎町の佐藤新一郎さんとかという方が副議長になったということだけで、あとは原案どおりみな可決されたという中身でございました。いずれにしても、職員の40%が感染したということで非常に大変なことになりまして、そういう8月行われるべきが10月になったということで、何か忙しい中にそういう議会も、臨時会として特別に一般質問も質疑も認められた。ある方からそういうことはあり得ないのではないかと、総務省からいろいろ県から調べて臨時会であっても年に1回しかないものですから今までどおりやるということで通常の会議になったということでの報告でございます。

以上でございました。4年間私行きましたけれども、いろいろ勉強させていただきまして本当にありがとうございました。

○議長（大橋昭太郎君） 御苦労さまでした。

ほかに。山岸議員。

○9番（山岸三男君） さっき、議長が来年度の予算、個人の調査とか7人分と言いましたよね。研修の7人分というのはどういう意味なの。

○事務局主事（高橋秀彰君） 議員さんの研修施設のようなもので、市町村アカデミーというのが千葉県にあるんですけども、そちらのほうで議員の、2泊3日ぐらいの泊りの研修をやっております、それを1年分で皆さん行っていただくというのが難しいかなというところもあったので、2年間で新しい議員さん13人全員に行っていただけるような予算の取り方をしたいというふうに思っております、それで7人分の予算、必然的に令和5年度が6人分の予算ということになるんですけども、そういった内訳でございます。

○議長（大橋昭太郎君） それで2年で前半で研修を受けていただいて、十分に後半にもその研修内容を生かしていただきたいということもありますし、だからといって3年以降ないかと言ったらそんなことではなく、その後も予算要求していってもらったほうがいだろうと思って

おります。さらには、事務局職員の方々も一般的な研修ではなく議会に特化した研修などもあると思いますので、その部分はどちらで出すか分からないけれども、議会費で出すのであれば予算要求していったほうがいいだろうということで、それは事務局のほうにお願いしていたところでございます。よろしいですか。

では、以上とさせていただきます。

御苦労さまでした。

○副議長（我妻 薫君） 大変御苦労さまでした。

予算関係で質問し残した人はちゃんと11月会議できちんと本会議で質問してください。

以上で終わります。

午後0時04分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年11月16日

美里町議会議長